

国民年金 コーナー

学生納付特例制度

高等学校、専修学校および各種学校などに在学する方のうち、本人の所得が一定以下の方

◆特例対象期間

4月から翌年3月までの1年間。年度の途中で20歳を迎える方は、誕生日の前日の属する月からとなります。

◆手続き

役場窓口に備え付けの申請書または年金事務所から送付された申請書に、必要事項を記入し提出してください。

申請には、平成24年度有効の学生証の写し（または在学証明書）の添付が必要となります。

年度の途中に20歳を迎える方は、年金事務所から送付される「資格取得届」と併せて、手続きをお願いします。

◆注意事項

▽特例の承認を受けてから10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納付すること（追納）ができます。ただし承認を受けた期間から3年度以降に追納する場合は、加算額が加わります。

◆対象となる学生

大学（大学院）、短期大学

▽特例の承認を受けた期間

は、年金の受給資格期間には含まれますが、保険料を追納しなければ、年金額には反映しません。

▽保険料を追納する場合は、

納付書が必要となります。基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）を準備の上、役場窓口にて手続きください。

▽毎年度申請が必要となりますが、毎年2月下旬までに納付特例の承認を受けた方で、引き続き在学予定である方には、はがき形式の申請書が送付されますので、手続きください。

岡郡山年金事務所

☎024・932・3434

岡町民生課

☎72・6933

公立小野町地方総合病院から

◎「救命救急講習会」を開催

福島県立医科大学附属病院救命救急センター副部長の池上之浩先生を講師に招いた救命救急講習会を2月14日、当病院で開き、病院職員と近隣の介護施設職員合わせて約60人が参加しました。

講習会では、はじめに池上先生から心臓マッサージなどの心肺蘇生法の注意点、AED（自動体外式除細動器）の使用法や注意事項についての講義を受け、その後、参加者がグループに分かれ、実際に模型を使いながら心肺蘇生やAEDの演習を行いました。

救命救急措置は、一刻を争うものであるため、実際にその場面に遭遇した際には、落ち着いて素早く行動できるように、今後も研修を続けていきたいと思えます。



講習会の様子